

議案第54号

備前焼伝統産業会館明渡し等請求に関する訴えの提起について

備前焼伝統産業会館明渡し等の請求に関し、下記のとおり訴えを提起し、又は和解するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 訴えの相手方

- (1) 岡山県瀬戸内市*****
株式会社***** 代表取締役 ○○ ○○
- (2) 岡山県瀬戸内市***** ○○ ○○

2 訴えの理由

備前焼伝統産業会館の1階の二区画の不法占有に関する紛争解決のため

3 請求の趣旨

- (1) 訴えの相手方に対し備前焼伝統産業会館の明渡しを求めるもの
- (2) 訴えの相手方に対し備前焼伝統産業会館の不法占有に係る使用料相当額及び光熱水費相当額の支払いを求めるもの
- (3) 訴えの相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの

4 訴えの対象物件

備前市伊部1657番地の7 備前焼伝統産業会館の1階の二区画

5 管轄裁判所 岡山地方裁判所

令和7年3月21日提出

備前市長 吉 村 武 司